

セルビア選挙制度

1. 議会選挙

[1990年]

選挙法	Zakon o izboru narodnih poslanika, Službeni glasnik Republike Srbije, 1/90, 12/90. Zakon o izbornim jedinicama za izbor narodnih poslanika, Službeni glasnik Republike Srbije, 1/90.
選挙権/被選挙権	いずれも18歳以上
任期	4年(解散あり)
選挙形式	小選挙区・多数決二回投票制。第一回投票で過半数を獲得した候補がない場合、上位の二人の候補により決選投票が行われ、獲得票数の多い方が当選となる。
投票率・得票率計算方法	
選挙区	250選挙区
選挙区の定数の範囲	1選挙区で1議席
投票方法	候補投票
阻止条項	
少数民族条項	

[1992年～1993年]

選挙法	Zakon o izboru narodnih poslanika, Službeni glasnik RS, 79/92, 83/92. Zakon o izbornim jedinicama za izbor narodnih poslanika u Narodnu skupstinu Republike Srbije, Službeni glasnik RS, 79/92, 82/92.
選挙権/被選挙権	いずれも18歳以上
任期	4年(解散あり)
選挙形式	拘束名簿式比例代表制(ドント式)。政党は順位付けした候補者名簿を提出し、有権者は政党を選択する。ただし、選挙において議席を獲得した政党は、獲得総議席のうち1/3を選挙前に提出した候補者名簿順に候補者に割り当てるが、残りの2/3の議席については、各政党がリスト中の任意の候補者に議席を与えることができる。
投票率・得票率計算方法	
選挙区	9選挙区
選挙区の定数の範囲	1選挙区で22～46議席
投票方法	政党投票
阻止条項	5%(各選挙区内の得票率)
少数民族条項	

[1997年]

選挙法	Zakon o izboru narodnih poslanika, Službeni glasnik RS, br. 79/92, 83/92, 53/93, 67/93, 90/93, 107/93, 48/94, 32/97. Zakon o izbornim jedinicama, Službeni glasnik RS, br. 32/97.
選挙権/被選挙権	いずれも18歳以上
任期	4年(解散あり)

選挙形式	拘束名簿式比例代表制(ドント式)。政党は順位付けした候補者名簿を提出し、有権者は政党を選択する。ただし、選挙において議席を獲得した政党は、獲得総議席のうち1/3を選挙前に提出した候補者名簿順に候補者に割り当てが、残りの2/3の議席については、各政党がリスト中の任意の候補者に議席を与えることができる。
投票率・得票率計算方法	
選挙区	29選挙区
選挙区の定数の範囲	1選挙区で6～14議席
投票方法	政党投票
阻止条項	5%(各選挙区内の得票率)
少数民族条項	

[2000年～2003年]

選挙法	Zakon o izboru narodnih poslanika, Službeni glasnik RS, 35/00.
選挙権/被選挙権	いずれも18歳以上
任期	4年(解散あり)
選挙形式	拘束名簿式比例代表制(ドント式)。政党は順位付けした候補者名簿を提出し、有権者は政党を選択する。ただし、選挙において議席を獲得した政党は、提出したリスト中の任意の候補者に議席を与えることができる。各政党は最終選挙結果発表から10日以内に、どの候補者に議席を配分したかを選挙委員会に報告しなければならない。10日以内に報告せず、その後5日間の警告期間を経てもその報告がない場合、選挙委員会の決定により、名簿順に議席が配分される。
投票率・得票率計算方法	
選挙区	1選挙区
選挙区の定数の範囲	
投票方法	政党投票
阻止条項	5%
少数民族条項	

[2004年以降(現行)]

選挙法 (下段は参照先)	Zakon o izboru narodnih poslanika, Službeni glasnik RS, br. 35/00, 18/04 http://www.rik.parlament.sr.gov.yu/latinica/propisi/ZakonIzbNarPoslLat.doc
選挙権/被選挙権	いずれも18歳以上
任期	4年(解散あり)
選挙形式	拘束名簿式比例代表制(ドント式)。政党は順位付けした候補者名簿を提出し、有権者は政党を選択する。ただし、選挙において議席を獲得した政党は、提出したリスト中の任意の候補者に議席を与えることができる。各政党は最終選挙結果発表から10日以内に、どの候補者に議席を配分したかを選挙委員会に報告しなければならない。10日以内に報告せず、その後5日間の警告期間を経てもその報告がない場合、選挙委員会の決定により、名簿順に議席が配分される。
投票率・得票率計算方法	
選挙区	1選挙区
選挙区の定数の範囲	

投票方法	政党投票
阻止条項	5%
少数民族条項	選挙委員会が少数民族を代表すると認めた政党リストに関しては、5%条項の適用を受けない(得票が投票総数の5%に満たなくても、ドント式にもとづく議席配分に参加することができる)

2. 大統領選挙

[1990年～2002年(第1回大統領選挙)]

選挙法	Zakon o Izboru predsenika Republike, Službeni glasnik Republike Srbije, 1/90.
選挙権/被選挙権	18歳以上/選挙実施の最低1年以上前からセルビア共和国内に居住地をおく18歳以上
任期	5年(一回のみ再選可能)
選挙形式	多数決二回投票制。第一回投票で過半数を超える票を獲得する候補がいなかった場合、上位2候補による決選投票が行われる。第一回、第二回投票とも、投票率が50%を越えなければ選挙は成立せず、不成立の場合には再選挙(選挙やり直し)となる。
投票方法	候補投票

[2002年(再選挙)～2003年(再・再選挙)]

選挙法	Zakon o Izboru predsenika Republike, Službeni glasnik Republike Srbije, 1/90., Zakon o izmenama Zakona o Izboru predsenika Republike, Službeni glasnik Republike Srbije, 18/2004.
選挙権/被選挙権	18歳以上/選挙実施の最低1年以上前からセルビア共和国内に居住地をおく18歳以上
任期	5年(一回のみ再選可能)
選挙形式	多数決二回投票制。第一回投票で過半数を超える票を獲得する候補がいなかった場合、上位2候補による決選投票が行われる。第一回投票では、投票率が50%を越えなければ選挙は成立せず、不成立の場合には再選挙(選挙やり直し)となる。第一回投票が成立した場合、決選投票においては50%条項は適用されず、獲得票数の多い方が投票率にかかわらず当選者となる。
投票方法	候補投票

[2004年]

選挙法	Zakon o Izboru predsenika Republike, Službeni glasnik Republike Srbije, 1/90., Zakon o izmenama Zakona o Izboru predsenika Republike, Službeni glasnik Republike Srbije, 18/2004.
選挙権/被選挙権	18歳以上/選挙実施の最低1年以上前からセルビア共和国内に居住地をおく18歳以上
任期	5年(一回のみ再選可能)
選挙形式	多数決二回投票制。第一回投票で過半数を超える票を獲得する候補がいなかった場合、上位2候補による決選投票が行われる。
投票方法	候補投票

[2008年以降(現行)]

選挙法 (下段は参照先)	Zakona o izboru predsednika Republike, Službeni glasnik RS, broj 111/07
	http://www.rik.parlament.sr.gov.yu/latinica/propisi_frames.htm
選挙権/被選挙権	いずれも18歳以上
任期	5年(一回のみ再選可能)
選挙形式	多数決二回投票制。第一回投票で過半数を超える票を獲得する候補がいなかった場合、上位2候補による決選投票が行われる。
投票方法	候補投票